

## 鳴門市瀬戸中学校東南海・南海地震消防計画

### (目的)

第 1 条 この計画は、東南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他地震防対策上必要な事項について、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第 2 条 この計画は、鳴門市瀬戸中学校に勤務し、又は出入りするすべての者に適用する。

### (組織)

第 3 条 東南海・南海地震が発生した場合における防災に関する業務を行う者の組織（以下「自衛消防隊」という。）は、次のとおりとし、その編成及び任務を別表第 1 のとおり指定する。

- (1) 自衛消防隊に隊長及び副隊長を置く。
- (2) 隊長のもとに情報収集連絡班及び避難誘導班を設置し、各々班長を置く。

### (隊長の権限及び業務)

第 4 条 隊長は、自衛消防隊の活動に関する一切の権限をもち、東南海・南海地震に伴う津波警報等が発表された場合等東南海・南海地震が発生したことを覚知した場合は、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 情報収集班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。
- (2) 東南海・南海地震が発生したことを各社長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。
- (3) 避難誘導班に生徒等の避難誘導にあたらせること。
- (4) 教職員をピロティに集合させ避難させること。
- (5) 前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

### (教職員の責務)

第 5 条 東南海・南海地震に伴う津波警報等が発表されたとき又は地震が発生したこと覚知した教職員は、直ちに隊長及び情報収集連絡班長にその旨報告するものとする。

### (情報収集連絡班の業務)

第 6 条 情報収集連絡班の活動をを行うものとする。

- (1) 隊長の指示に基づき、直ちに地震及び津波に関する情報の収集に努め、随時隊長に報告すること。
- (2) 隊長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を、次号に定める手段を用い、生徒、その他の教職員に伝えること。
- (3) あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた生徒等に対する情報伝達の例文、手段等を定めておくこと。

(避難誘導班の業務)

第7条 避難誘導班は、次の活動を行うものとする。

(1) 地震の発生又は隊長の指示に基づき、速やかに目立つ位置につき、建物内の避難路の確保及び安全の確認、当該地域の避難場所までの経路を示した地図の掲出等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長に報告すること。

(2) 隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、生徒等を避難誘導すること。

(3) 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。

(4) 生徒等の避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告すること。

(その他の不測の事態)

第8条 隊長は、東南海・南海地震が発生した以後の状況等から、この計画どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、これによらないことができる。この場合、隊長は直ちに隊員に必要な指示を与えるものとする。

2 各班の班長は、班が計画どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、直ちに隊長にその状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

(防災訓練)

第9条 防災訓練は、従前の消防計画に想定される訓練の実施時に、次の各号の訓練を追加して実施するものとする。なお、訓練は年1回以上行うものとする。また、地方公共団体及び関係機関が行う防災訓練には積極的に参加するものとする。

(1) 情報収集・伝達に関する訓練

(2) 津波からの避難に関する訓練

(3) その他前各号を統合した総合防災訓練

(防災教育)

第10条 防災教育は、従前の消防計画に規定される防災教育の実施時に、次の各号の項目を追加して実施するものとする。

(1) 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震及び津波に関する知識

(2) 地震及び津波に関する一般的な知識

(3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識

(4) 教職員が果たすべき役割

(5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

(6) 今後地震対策として取り組む必要がある課題

第11条 生徒及び教職員に対して事前に行う広報は次による。

(1) 地震が発生した場合に出火防止、生徒同士が協力して行う救助活動、防災上とるべき行動に関する知識

(2) 正確な情報入手の方法

(3) 防災関係機関が講ずる災害応急対策の内容

(4) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

(5) 各地域における避難所及び避難路に関する知識